

## 法人税実務事例検討

## 親会社が100%子会社へ無対価の分社型分割をした場合の税務上の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

親会社が100%子会社へ無対価により事業の一部を分割をした場合には、その分割は税制適格の分社型分割となることから、移転純資産価額に相当する金額を子会社株式の帳簿価額に加算することになる。

## 事 例

当社は10年ほど前に100%子会社化した資本金1千万円のA社に、当社の保有する賃貸用不動産を吸収分割により移転することとしました。

そして、A社の株式は当社がすべて保有していることから、無対価での吸収分割とし、税制適格の分社型分割に該当することから、移転純資産価額に相当する繰越利益金を取り崩しました。

この場合において、当社の保有する賃貸用不動産の帳簿価額100,000,000円とその賃貸用不動産に係る抵当権付きの借入金60,000,000円を分割対象としているため、差額40,000,000円を繰越利益金を取り崩して会計処理しましたが、この場合の当社及びA社の税務処理はどのようにすればよいですか。

## 【分割直前の当社の資産及び負債】

資産	500,000,000円	負債	300,000,000円
		資本金	50,000,000円
		その他資本剰余金	50,000,000円
		繰越利益金	100,000,000円